## みんぱくリポジトリ 国立民族学博物館学術情報リボジトリ National Museum of Ethnolo

明清時代における壮(チュワン)族土官の漢文化受容について (明清時代壮族史研究 5)

メタデータ	言語: ja
	出版者:
	公開日: 2015-10-26
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 塚田, 誠之
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/10502/5813

# 漢文化受容について明清時代における壮(チュワン)族土官の

--明清時代壮族史研究(五)

塚田誠之

序文

が、しかし長期間土官の支配下にあった地域と早期から直轄地化されて間接的に統治する形式と、両者の間に明確な境界線を画定し難いられた。土官が明清時代に漸次撤廃(改土帰流)されて直轄地化されられた。土官が明清時代に漸次撤廃(改土帰流)されて直轄地化されられた。土官が明清時代に漸次撤廃(改土帰流)されて直轄地化されられた。土官が明清時代に漸次撤廃(改土帰流)されて直轄地化されられた。土官が明清時代に漸次撤廃(改土帰流)されて直轄地化された。上に明代に小規模な土官がところで、中国王朝の統治形式を指標として壮族地区を分類すると、ところで、中国王朝の統治形式を指標として壮族地区を分類すると、

究が必須となるのである。としての意味を持つのであり、この点からも土官地域を対象とする研発生したのである。そのことは壮族文化の地域差の形成の要因の一つた地域とでは、漢文化の受容の時期や内容において様々な面で相違が

課題として残されているのである。

課題として残されているのである。

課題として残されているのである。

検討することとしたい。

・検討することとしたい。

・検討する作業の第一歩として、土官による漢文化の受容の問題を取り上
が、土官がいかなる作用を果たしたのかという点に焦点を当て、文化の
民統治上いかなる作用を果たしたのかという点に焦点を当て、文化の
民統治上いかなる作用を果たしたのかという点に焦点を当て、文化の
民統治システムを全面的に検

## 二、服飾

(一六三七) 十二月五日の個所に土官地域の壮族の生活様式に関するまず、徐弘祖『徐霞客遊記』「粤西遊日記」三・(明末)崇禎十年

次の記事が見られる。

馬〔惟向武王振吾戴巾〕。 生人俱架竹為欄、下畜牛豕、上爨与臥処之所託焉。架高五六尺、土人俱架竹為欄、下畜牛豕、上爨与臥処之所託焉。架高五六尺、土人俱架竹為欄、下畜牛豕、上爨与臥処之所託焉。架高五六尺、土人俱架竹為欄、下畜牛豕、上爨与臥処之所託焉。架高五六尺、土人俱架竹為欄、下畜牛豕、上爨与臥処之所託焉。架高五六尺、土人俱架竹為欄、下畜牛豕、上爨与臥処之所託焉。架高五六尺、土人俱架竹為欄、下畜牛豕、上爨与臥処之所託焉。架高五六尺、土人俱架竹為欄、下畜牛豕、上爨与臥処之所託焉。架高五六尺、土人俱架竹為欄、下畜牛豕、上爨与臥処之所託焉。架高五六尺、土人俱架竹為欄、下畜牛豕、上爨与臥処之所託焉。架高五六尺、土人俱架竹為欄、下畜牛豕、上爨与臥処之所託焉。架高五六尺、土人俱架竹為欄、下畜牛豕、上爨与臥処之所託焉。架高五六尺、土人俱架竹為欄、下畜牛豕、上爨与臥処之所託焉。架高五六尺、土人俱架竹為欄、下畜牛豕、上、

る。「韓目」すなわち土官やその一族、および土目など支配階級(以る。「韓目」すなわち土官やその一族、および土目など支配階級(以る。「韓目」すなわち土官やその一族、および土目など支配階級(以る。「韓目」すなわち土官やその一族、および土目など支配階級(以る。「韓目」すなわち土官やその一族、および土目など支配階級(以ていない。

次の記事がある。

大の記事がある。
との記事から、当時の土官地域の壮族の住居や服装の様式の概略が、この点について高熊徴『郢雪斎全集』後集一「請正風俗條陳」に対情摘されるとともに、それが土官層とその領民とを区別する標識とが指摘されるとともに、それが土官層とその領民とを区別する標識とが指摘されるとともに、それが土官層とその領民とを区別する標識とが、この点について高熊徴『郢雪斎全集』後集一「請正風俗條陳」にが、この記事から、当時の土官地域の壮族の住居や服装の様式の概略が、の記事がある。

頭目客民、相観而化不難矣。 頭目客民、相観而化不難矣。 の禁士子妻室蛮服。夫衣者、身之章也。妻者、身之配也。士既一。禁士子妻室蛮服。夫衣者、身之章也。妻者、身之配也。士既一。禁士子妻室蛮服。夫衣者、身之章也。妻者、身之配也。士既一。禁士子妻室蛮服。夫衣者、身之章也。妻者、身之配也。士既一。禁士子妻室蛮服。

当地の土官層の風俗を変革すべく広西提督学政陸祚蕃に上した呈文の康熈二六年(一六八七)頃、思明土府教授(流官)にあった高熊徴が、

なかったように推測される。この点についてさらに、道光『白山司志』 象とされておらず、従って漢族統治階層のそれとはさほど隔たってい ることが注目される。なお、ここでは土官(男性)の服装は変革の対 は、「立学」(府学の創設)の後、土官層の子弟が生員・秀才として に、土官層は「固より怪しむに足る無し」であった。このような服装 ていた。それは当時壮族女性の間で普通に見られた服装であるがゆえ 露るる」ような大襟の上衣、地を這うほど丈の長いスカートを着用し るが、変革が土官層の首唱によるものではなく中国王朝の側からであ そして高熊徴が自民族中心主義的な観点からの変革を提唱したのであ ている。すなわち、「椎髻」の髷で、歯を黒く染め、跣に「撒鞋」 (一種のサンダル)を履き、袖口が太く胸元が大きく開く「肌肉尽く , 部であるが、そこに当時の土官層の女性の服飾が具体的に記述され 「儒林」(科挙エリート)の仲間入りを果たしても変化しなかった。

地の村民には終生それを見ない者もいる。他方、官族(土官一族 行事や慶事・宴会の際には女性は刺繍入りの布靴「花鞋」を履く。 形の耳環を付ける。長さ一尺餘もの銀簪を髻に挿すので、ともす 青色の布を頭巾に用いる。丈の短い上衣に細かい襞が取られたス めて用い、平時は青紗の頭巾を巻き、質素な衣服を着用する。(5) れるほどだが、「紈綺之服、金珠之飾」は「大慶賀事」の時に初 の服飾は「悉く漢制の如」きで、男女の冠帽は頗る華美を称せら れば林木にかかり歩行の障害になる。平時は皆跣であるが、年中 カートを着用する。未婚女性は、さらに銀製の首飾り、「灯籠 - 綾錦綢緞」などは「富紳家」が時には用いることもあるが、僻 土人」は青色ないし藍色の衣服を好む。婦女は特に青色を好み、

九・風俗「服飾」《司冊》に次の主旨の記事がある。 その範囲が拡大される傾向にあった。 軍

棉袍や「馬褂」(乗馬服)も土官層に専有されるようになったといい、(で) 各土州で概ね紅色や花模様の衣服、絹綢や洋布製の衣服、さらに長衫 存在し、しかも黄色を皇帝の専有とする当時の中国的通念とは異なっ が指摘されている。社会的地位に対応する色についての観念が明確に くの土州で白色衣服の着用が土官により禁止されていたこと、その理 始めており、それが「富紳家」にも波及しつつあるが、しかし平時に ようになっている。土官層は「紈綺」・「綾錦綢緞」の衣服を着用し あるように思われる。なお、 とからすれば、それが土官層に限られるようになったのは清代以降で さらに一九五〇年代に行われた聞き取り調査に基く[広西壮族自治区 ていることが注目されるが、宋代の事例や先の『徐霞客遊記』の記事、 由として下雷土州ではそれが「高貴な等級の標識」とされていたこと を禁ずる規定があり、白紙の扇さえも所持することができなかった について覃桂清の報告によると、忻城土県では領民の白色衣服の着用 は青色のターバンを巻くなど壮族的要素も部分的に保持されている。 の服装になり、壮族の伝統を維持する領民とは顕著な対照が見られる [編]一九八七]の右の関係記事が恐らく清末期を対象としているこ [編] 一九八七] でも、安平・太平・万承・全茗・茗盈・下雷など多 なお、ここでは領民は専ら青・藍色の衣服を用いているが、この点 一九九〇:三九―四〇頁〕という。さらに[広西壮族自治区 [広西壮族自治区〔編〕一九八七]では、

的要素も部分的に残る)こと、それは土官の地位の維持という点で作 代中期以降漢族的な要素が強く見られるようになった(ただし、壮族 明末清初には土官の婦人の衣服には壮族的要素が濃厚であったが、清 衣服の専有が清代以降にはその色、さらに素材・様式に及んだこと、 以上より、明末には帽子や婦人の肩掛け程度であった土官層による

すなわち清末の白山土巡検司では、土官層はほぼ中国の統治階層同様

に(8) とは異なる要素(白色を高貴の色とする)もまた見られたことが指摘(長袍・綢衣)のみならず、漢族の観念(黄色を天子の服色とする)族のもとでも社会階層の相違を意味するものと見做されていた要素用を果たしたであろうこと、また中国的服装の受容過程において、漢

#### 二、住居

は 大官地域の具体例について、『徐霞客遊記』の隆安県の個所に、 土官地域の具体例について、『徐霞客遊記』の隆安県の個所に、 土官地域の具体例について、『徐霞客遊記』の隆安県の個所に、 土官地域の具体例について、『徐霞客遊記』の隆安県の個所に、 土官地域の具体例について、『徐霞客遊記』の隆安県の個所に、

に黄克順が衙門を創設して以来、苫葺き屋根の建物であったが、明代『思明府志』三・秩官「公署」所引(嘉靖)《旧志》によると、元代相応の威容を備えたであろうことが予測される。この点について康熈中国王朝から任命された地方官であり、その任務から言えば、衙門が中国王朝から任命された地方官であり、その任務から言えば、衙門が

から、 代中期頃から改築され始め、明末までには民家とは明らかに異なる威 管内の多くの土官が万暦年間までには正堂三間・東西廊各五間・儀門 門が瓦屋根であったが、他方「数千家が鱗次する」民家はことごとく 二・疆域「城池」によると、成化年間、 三間・鼓楼三間・土官廨舎二~五間などという威容を備えるに至って そして『徐霞客遊記』〔十月十九日、太平土州の個所〕によると、衙 以て」したが、宣徳年間に「始めて陶泥に易え」、さらに正徳年間に 持つ府城が建設された。また、太平土州の衙門は「旧くは覆うに苫を 中期、宣徳年間、土知府黄堈の代に瓦屋根に変わった。さらに『同書』 道光『白山司志』風俗「居処」《司冊》に次の記事がある。 容を備えるに至ったであろうことが推測される。さらに清代になると、 おり、建材のみならず建物の構成にも変化が生じたようである。以上 は衙門が遷された(嘉靖『広西通志』五一・外夷「土官属流沿革」)。 大規模な改修が実施され、周囲八九四丈・高さ九尺・厚さ六尺の門を 「茅蓋土牆」であった。万暦『太平府志』三「各土州県」によると、 明初の土官衙門創建の際には民家と大差がなかったが、後に明 黄堈の孫、黄道の代に衙門の

略。)官族則瓦屋鱗次、墻宇脩整、煥然有中州富官気象矣。中羊雞豕処其下、名曰攔房、客至亦宿於上、人畜只隔一板。(中与人雜処。其居郷村者、無論瓦蓋草苫、皆上下両層、人処其上、另作雞塒牛圈於宅旁。貧者架木蓋茆、四壁以牛糞和泥塗堊、雞豕近墟市人家房屋。富者架木覆瓦、四壁或装木板、或砌土磚火磚、近

も経済的条件に応じた相違が生じており、また「貧者」の家の壁に泥の場合、「中州の富官」と同様の様式である。この場合、領民の中で郷村では瓦・茅葺き屋根を問わず干闌式「欄房」である。そして官族別に持つ土間式であり、「貧者」は茅葺き屋根に干闌式住居である。すなわち、領民の場合、都市近郊の「富者」は屋根が瓦葺きで畜舎をすなわち、領民の場合、都市近郊の「富者」は屋根が瓦葺きで畜舎を

屋、類皆平房、農村則多属高欄。在土制時期、所有民房、皆在限制、矮簷泥壁、到処皆然。惟墟市

変革がなされていないようである。る建物の高度や建材などであって、農村の干闌式住居については全くの建物の高度や建材などであって、農村の干闌式住居については全く

はいたであろうことが推測される。 はい上より、土官は明代以降衙門と住居の建築に漢族的要素を導入し、以上より、土官は明代以降衙門と住居の建築に進たの対象とならなかったであろうことが指摘される。さらに、この政策によって中国的宮殿建築は領内に土官衙門のみとなった点から、住居の面での中国的宮殿建築は領内に土官衙門のみとなった点から、住居の面での中国的宮殿建築は領内に土官衙門のみとなった点から、住居の面での中国的宮殿建築は領内に土官衙門のみとなった点から、住居の面での中国的宮殿建築は領内に土官衙門のみとなった点から、住居の面での中国的宮殿建築は領内に土官衙門のみとなった点から、住居の面での中国の自己の対象となったであろうことが推測される。

# 四、食文化

いて広西では宋代に既に記載が見られる。 口を密封して漬け込むナレズシの一種であろうと思われる。これにつ力を密封して漬け込むナレズシの一種であろうと思われる。これにつれ、地域に共通の食品であったように思われる。この場合「魚艖」の作り地域に共通の食品であったように思われる。この場合「魚艖」の作り

事がある。、次いで、道光『白山司志』・風俗「飲食」《司冊》に次の主旨の記

を知るのみで、それを「焼酒」または「水鬼衝」と呼び、その味 膳でも必ずそれを(調味料として)食べる習慣がある。酒には ラシ)を食事の度に食べる。しかし年中行事や宴会の際には、鶏・ 浸して漬け発酵させたもの(酸笋)や、米汁を飯とともに漬け込 客の際にも出して敬意を表す。苦笋の皮を剝いて罈に入れ清水を は水のようで「南酒」のように酒精度が低い。 アヒル・魚・豚肉を用いるのみで「海味」を知らない。他方、 (土官)のもとに見られるのみである。 「富紳官族」は時に海味を用いるが、辣椒を好み、珍味が並ぶ食 「双熬」を飲み来客時に「三四熬」を出す。「貧人」は「単熬」 「土人」には檳榔を嚼む習慣があり、朝起きるやすぐに嚼む。来 「単熬」・「双熬」・「三四熬」の区別があり、 「酸糟」は、 「貧富を論ぜず」各戸にあり、また辣椒(トウガ 「北焼」は司官 「富厚家」は

れを重視することが指摘されている。この点でも土官と領民とは同じた物として檳榔(ビンロウジの実)を噛む習慣を持つことが記されて好物として檳榔(ビンロウジの実)を噛む習慣を持つことが記されているが、『同書』の「冠婚」の項(後述)には土官が結納品としてそいるが、『同書』の「冠婚」の項(後述)には土官が結納品としてそいるが、『同書』の「冠婚」の項(後述)には土官が結れた。 (25)

族に独自ではなく、両広地方に共通の嗜好物である)。 (空) いたという記載があり、その傍証となろう(ただし檳榔は必ずしも壮葉で包んだもの)を「愛食」し、特定の領民に毎年扶留を納入させてに、土官の夫人が「檳榔と扶留(蔞)」(ビソロンジの実をキンマの嗜好性を持っていたと言える。民国『思楽県志』九・雑誌「土官威権」

な行事食品を用いたのである。 八七:八〇頁」が、しかし年中行事の際には一般の壮族同様、 際には四〇種もの料理を用いる」[広西壮族自治区編輯組〔編〕一九 きた。土官は「食事毎に魚肉や山海の珍味を大碗に数杯食べ、接客の 現在も維持されている。漢族も端午節にチマキを食べるが、糯米に対 食品に対する嗜好性は早期から壮族(の先民)のもとにあり、そして 地で見られた。右の資料は恐らく清末期が対象とされているが、糯米 して土官衙門に送り、五月三日ないし四日(端午節)には「涼粽 米に混ぜて糍粑(モチ)を作る材料として、艾草(ヨモギ)類を採集 炒めて食べた〕。さらに「官田」の下利屯の場合、正月二九日に、糯 採集して蜂の幼虫を衙門に進貢した〔土官が蜂と糯米(モチゴメ)を キを作る労役を負担するための「煮粽田」があった。また、その田 する嗜好性は壮族の場合はるかに強く、行事食品としても珍重されて 材料を進貢したという。加えて正月に糯米を土官に進貢する行為は各 が「官田」に分類される安平市街の近郊の百沙屯では、毎年旧暦八月 に分類された田地には、年中行事の際に農民が土官の衙門へ行きチマ 安平土州の田地の分類と農民の負担内容とが記されているが、「民田 五日(中秋節。以下、行事の期日は旧暦で表記)に屯民が蜂の巣を なお、 [広西壮族自治区編輯組〔編〕一九八七:三三―四六頁〕に、 伝統的 の

その点で統治階層と領民との区別がなされていたこと、しかし同時に以上より、とくに清代以降、土官は中国式の飲食物を用いており、

が指摘されよう。 るビンロウジやナレズシ、ナマスなどに対する嗜好性を維持したこと行事の際には壮族に伝統的な糯米食品を食べ、また両広地域に共通す

# 五、婚姻習俗

榔を用いたという。

尚檳榔、蓋相沿土俗也。 尚檳榔、蓋相沿土俗也。 一大、婚姻不用庚帖、但檳榔一榼、戒指一対送、謂之喫。准口行土人、婚姻不用庚帖、但檳榔一榼、戒指一对送、謂之喫。唯日、華母、新家有無。迎娶之日、有力家及近墟市者、用四人或二人肩興、結彩紬於四角、鼓楽導引、爆竹声不絶於道。其貧而居深山郷興、結彩紬於四角、鼓楽導引、爆竹声不絶於道。其貧而居深山郷東、亦以檳榔為重、富厚家以千計。(中略。)其次則酒肉糕餅、聘、亦以檳榔為重、富厚家以千計。(中略。)其次則酒肉糕餅、

あった。他方、土官層の場合、漢族的「六礼」に沿うが、結納には檳ちとともに翌朝まで「囲坐して飲酒」し「土歌を唱う」という内容でたが、貧しい山地住民は雨傘をさした新婦が多くの婦女に囲まれて歩放ちながら嫁入りするという、漢族の習俗を彷彿させる光景が見られ辺に居住する者には、新婦が肩輿に乗り、楽隊の先導のもとに爆竹を辺に居住する者には、新婦が肩輿に乗り、楽隊の先導のもとに爆竹を

右の記事の領民の婚姻の場合、嫁入りの際に夫方で「交拝」が行われるなど漢族的な要素も部分的に見られるが、他方で嫁入りに同行しれるなど漢族的な要素も部分的に見られるが、他方で嫁入りに同行しる。他方、「有力家」は嫁入り行列に見られるように漢族的要素が強く、さらに土官層に至ってはほぼ漢族的方式が用いられたようである。なお、ここでは、対歌を通じての配偶者選定、同姓婚、「結婚式」の後新婦が実家に住み初生児の受胎後に夫方に正式に移り住む習俗の後新婦が実家に住み初生児の受胎後に夫方に正式に移り住む習俗の、本お、ここでは、対歌を通じての配偶者選定、同姓婚、「結婚式」の後新婦が実家に住み初生児の受胎後に夫方に正式に移り住む習俗については言及されていないが、これらの点について、まず高熊徴俗については言及されていないが、これらの点について、まず高熊徴俗については言及されていないが、これらの点について、まず高熊徴俗については言及されていないが、これらの点について、まず高熊徴俗については言及されていないが、これらの点について、まず高熊徴俗については言及されていないが、これらの点について、まず高熊徴のというなが表が表が、

以至姪妻其姉、妹帰其弟、瀆倫莫大焉。已往雖不、可救将来、亦尚卜之、何可草草。土司地方、昏娶惟身家年貌是問、不論同姓。一、禁同姓為婚。夫娶婦、不娶同姓、礼文昭昭。買妾不知其姓、

に属する近親者の婚姻になるという批判を受けている。この点につい家柄・年齢・容貌のみが問題とされており、それが同一父系リネージすなわち、清初、土官層の間では婚姻は「同姓を論ぜず」、ただ身体・

子は他家に婿に行く)習俗が見られたが、土官の場合、漢族同様、婿 間に「仔大出家、女大招郎」として、女子を家に留めて婿を取る(男 徴の指摘において同姓婚以外の壮族の伝統的婚姻習俗が批判として挙 貫くことによって、領民に対する支配力を維持しようとしたであろう で行われ、領民との縁組みは禁じられていた。「門当戸対」の原則を土官から娶り、その一族(官族)や土目の場合も縁組みは同一階層内 系近親者から養取したという。 清代に土官は婚姻習俗の上でも既に相 入りによる継承は行われず、後継の男子がない時には甥・弟などの父 である。加えて「覃 たというが、それは配偶者の選択のためではなく、土官の娯楽的行為 は毎年二、七月に土官が村落の歌墟に行き、当地の女子と対歌を行っ げられていないことがこの推測を裏付けている。さらに対歌について 行われなかった(ないし早期に廃れた)ように推測される。先の高能 に、配偶者の選択の際の対歌(うた掛け。歌墟)や不落夫家の習俗は ことが想像に難くない。土官層の婚姻の場合、この側面が強いがゆえ 州の事例がおしなべて指摘するところであり、土官の正妻は必ず他の とについては[広西壮族自治区編輯組〔編〕一九八七]に見える各土 に限られていたことが知られる。婚姻が同一階層内で行われていたこ されていなかったことが確認されるとともに、通婚範囲が土官層内部 以同姓為嫌、土官族亦然。」とあり、土官層のもとでは同姓婚が忌避 て民国『思楽県志』「土官威権」に「婚嫁是土官与土官自相結婚、 [広西壮族自治区編輯組〔編〕一九八七:四四頁]では、安平土州で 一九九〇:一六一頁』に、忻城土県では領民の 不

持参して嫁迎えに行き、新婦が花轎に乗る時に彼女の首に官印を掛けによると、土官が他の土官から正妻を娶る時には、土官が自ら官印をなお、[広西壮族自治区編輯組〔編〕一九八七:七九頁、一四四頁]

当に漢化していたのである。

られない習俗である。 の治体制が恐らく反映されているであろう。「印妻」は直轄地には見政治体制が恐らく反映されているであろう。「印妻」は直轄地には見しまに、土官の正妻も政務に参画することが可能な当時の壮族土官のともに、土官の正妻も政務に参画することが可能な当時の壮族土官のであり、往々強敵でもあった他の土官に対する政治的行為であるとる行為が行われたという(「印妻」と称する)。それは嫁を供給する

一九八七:一四四頁」は土官のみの特権であったのである。
土官は領民の通婚範囲を固定化させるのみならず、婚礼に関して様々な制限を加えた。たとえば[広西壮族自治区編輯組[編]一九八七:一二〇頁]によると、万承土州では嫁入り時の楽器(ドラ、ラッパ)を開きれている。かくて、「豚・羊・鶏・アヒル・鵝鳥一対、白銀とが記されている。かくて、「豚・羊・鶏・アヒル・鵝鳥一対、白銀とが記されている。かくて、「豚・羊・鶏・アヒル・鵝鳥一対、白銀とが記されている。かくて、「豚・羊・鶏・アヒル・鵝鳥一対、白銀とが記されている。かくて、「豚・羊・鶏・アヒル・鵝鳥一対、白銀とが記されている。かくて、「豚・羊・鶏・アヒル・鵝鳥一対、白銀門に養衛され、長号、鼓手、三六もの旗(龍鳳虎旗、金鼓令旗、三角旗、蝴公旗など)を掲げ、民伕一、二百人を従え、自身ガラス窓付き旗、蝴公旗など)を掲げ、民伕一、二百人を従え、自身ガラス窓付き旗、蝴公旗など)を掲げ、民伕一、二百人を従え、自身ガラス窓付き旗、朝公旗など)を掲げ、民伕一、二百人を従え、自身ガラス窓付き旗、朝公旗など)を掲げ、民伕一、二百人を従え、自身ガラス窓付き旗、朝公旗など)を掲げ、民伕一、二百人を従え、自身ガラス窓付き旗、朝公旗を加えていた。

的に禁止政策を推進した形跡は見られない。不落夫家についても同様合でも漢族的習俗と完全には同じでなかった。土官は同姓婚を行う外に対歌に参加した(前掲)が、たとえ娯楽に過ぎず、またその際に現地の村から人夫や酒食、さらに対歌を行う女性を徴発したとしても、地の村から人夫や酒食、さらに対歌を行う女性を徴発したとしても、地の村から人夫や酒食、さらに対歌を行う女性を徴発したとしても、このように、土官層は婚姻習俗において漢文化を導入し、領民に対このように、土官層は婚姻習俗において漢文化を導入し、領民に対

ように思われる。化を専有することによって、領民に対する支配力を維持しようとしたのことが言えるのであり、むしろ領民の漢化を抑制し、土官層が漢文のことが言えるのであり、むしろ領民の漢化を抑制し、土官層が漢文

否定して漢文化に置き替えたわけではなかったことが指摘される。習俗、同姓婚などに現れているように、必ずしも壮族文化を全面的にこと、土官層は漢族的婚姻習俗を専有したが、対歌への参加、「印妻」婚範囲を固定化させた(それは土官の地位の維持に作用を果たした)には相当に漢化したこと、他方領民に対しては様々な制限を加え、通以上より、婚姻習俗において土官は漢文化を積極的に導入し、清代以上より、婚姻習俗において土官は漢文化を積極的に導入し、清代

# 六、年中行事

最後に年中行事について検討しよう。壮族の年中行事について筆者は先に、その形成過程を主体に検討を行った。そして壮族の行事は、中部・東部に比較して漢族的行事の受容の時期が遅く浸透度も低いこと、また土官地域では漢族的行事の受容の時期が遅く浸透度も低いこと、また土官地域では漢族的行事の受容の時期が遅く浸透度も低いこと、また土官地域では漢族的行事の受容の時期が遅く浸透度も低いこと、また土官地域では漢族的行事の受容の時期が遅く浸透度も低いこと、また土官地域では漢族的行事の受容の時期が遅く浸透度も低いこと、また土官地域では漢族的行事の受容の時期が遅く浸透度も低いこと、また土官地域では漢族的行事の受容の時期が遅く浸透度も低いこと、また土官地域では漢族的行事の受容の時期が遅く浸透度も低いこと、また土官地域では漢族的行事の受容の時期が遅く浸透度も低いことが発力した。

土人、元旦、戴冠躡履、赴隣里親串作賀、謂之拝年。親友具糕粽まず、道光『白山司志』風俗「節令」《司冊》に次の記事がある。

饌・紙銭・紙錠、赴郊外祭孤。族人好善者、購冥資、附而焚之。撰・紙銭・紙錠、見落焉。官族亦於此二節、祭掃先墓。中元、司官具酒飲、尽酔而帰。凡祭過之墳、皆挿青竹一枝、掛長白紙銭、随風飄飲、尽酔而帰。凡祭過之墳、皆挿青竹一枝、掛長白紙銭、随風飄飲、尽酔而帰。凡祭過之墳、皆挿青竹一枝、掛長白紙銭、随風飄然、尽酔而帰。百族亦於此二節。清明日、備紙銭・重陽各節、皆不知也。所重者、清明・中元二節。清明日、備紙銭・鶏黍留飲。親友来、亦挽留酒飯。其餘、上元・上巳・端陽・中秋・鶏黍留飲。親友来、亦挽留酒飯。其餘、上元・上巳・端陽・中秋・

蓋即州県祭厲壇之意。其他節令、悉与中州同。

ら受容したが、恐らく孤霊を畏怖する観念が漢族の影響を受ける以前同様である。中元節について、期日や祭り方(紙銭の焚化)は漢族か右の記事の清明節の墓参方式(掛青、墓前での飲食)も漢族のそれと正月の年賀や清明節の墓参は明らかに漢族から受容した行事である。

で漢族的要素と壮族的要素との併存が指摘される。でも正月のチマキ・モチなど糯米食品が用いられている。これらの点祓いの儀礼を挙行したように思われる。なお、行事食品として、ここそして何らかの事情で紙銭を燃やしそこねた場合に巫師に依頼して厄から存在したがために領民が無縁の孤霊に対し殊更に「競競」とし、

素も見られることが指摘される。 頁]によると、年末に領民を徴発して衙門の「春聯」の貼り替えをし 州では [広西壮族自治区編輯組〔編〕一九八七:二二頁、三五―三六 もに衙門へ行き「舞龍」を催し、土官に対して年賀を行った。安平十 ねばならなかった。農村に住む土目「四姓目家」は、近郊の村人とと 年」の礼を受けたが、郷老はその際に各々鶏一羽・白米十斤を進貢せ 果)を正月用に進貢させた。正月には土官は各村の「郷老」から「拝 それに先立ち、土官は村落を巡行し、鶏(去勢鶏)・糯米・果物(柑 で年末の大掃除が行われ、正月二日までの間領民が労役を提供した。 度合いがやや強いが、他の土官の事例をも見てみよう。正月行事につ 土官による徴発が強調されがちであるが、行事に春聯貼り替え、大掃 | 二○頁] によると、万承土州では十二月二九日・三○日に土官衙門 清末の白山土官の場合、清明節に墓参が行われている点では漢化の 正月には各村の「吏目」や領民が土官に叩拝して年賀を行った。 [広西壮族自治区編輯組〔編〕一九八七:一〇八—一一一頁、 舞龍などの漢族的要素のみならず、糯米食品など壮族的要(%)

が不明であるが、立春儀礼について思明土府(A)と南丹土州(B)なかった立春や冬至の行事が行われていた。万承土州の場合儀礼内容に各村から銭を徴収しており、壮族地区の民間ではさほど普及していと、万承土州では土官が「五節」(立春・端午・中秋・冬至・歳暮)とお、 [広西壮族自治区編輯組〔編〕一九八七:一〇九頁]による

させるものがある。この場合、土官は中国的行事を受容したが、その

の場合、次のような主旨の儀礼が行われていた。

- 属官ともども観賞した。そして翌日土牛を鞭打った。運び、麻豆を投げつけ疱瘡の予防としたり、演劇を開催して土府・督備の主導で初めて土牛と芒神を作った。土牛を府城の東門外に(A)立春儀礼は先に行われていなかったが、嘉靖二年(一五二三)
- 日旗を立てて白鶏・白犬を以て(屠殺して?)祭る。 首・總頭目)を州城に招集する。翌日、文武の各官が儀仗兵を盛 官に慶賀を叙べ、号砲三発の後衙門に戻る。そこで土官が宴会を 官に慶賀を叙べ、号砲三発の後衙門に戻る。そこで土官が宴会を 官に慶賀を叙べ、号砲三発の後衙門に戻る。そこで属官が順に土 方に連ね、隊列を組んで州城の東郊に行く。そこで属官が順に土 で、領内の属官(哨目・団
- (A)は中国王朝側の主導で開始された経緯もあって、中国的「打牛」(A)は中国王朝側の主導で開始された経緯もあって、中国的「打牛」(A)は中国王朝側の主導で開始された経緯もあって、中国的「打牛」(A)は中国王朝側の主導で開始された経緯もあって、中国の威令を籍と明末期に漢文化の移入が積極的に行われている。それは土官のとりねば地位を保てない」のであったためであり、漢族的行事の忠実なりねば地位を保てない」のであったためであり、漢族的行事の忠実なりねば地位を保てない」のであったためであり、漢族的行事の忠実なである。また土官と領内の主だった属官や儀仗兵が州城の東郊へ赴くである。また土官と領内の主だった属官や儀仗兵が州城の東郊へ赴くである。また土官と領内の主だった属官や儀仗兵が州城の東郊へ赴くである。また土官と領内の主だった属官や儀仗兵が州城の東郊へ赴くである。また土官と領内の主だった属官や儀仗兵が州城の東郊へ赴くである。また土官と領内の主だった属官や機大が州域の東郊へ赴くである。また土官と領内の主だった属官や機大兵が州域の東郊へ赴くである。また土官と領内の主に変視を対して、号炮で合図をし、終了後に土官が、土中を打つ行為はなされない。しかし、土官が属官を製力である。

元化できないが)土官の実情に応じた相違が見られたのである。 たすであろう部分(属官からの拝賀と彼等に対する慰労)のみが導入されたと考えられ、土官が現実の政治的必要性に応じて漢族的行事をされたと考えられ、土官が現実の政治的必要性に応じて漢族的行事をされたと考えられ、土官が現実の政治的必要性に応じて漢族的行事をされたと考えられ、土官が現実の政治的必要性に応じて漢族的行事をが、その受容方式においては(必ずしも左江と右江の相違に問題を一方政治目的に沿って行われた点では先の思明土官の場合と同様であるう政治目的に沿って行われた点では先の思明土官の場合と同様であるう政治目的に沿って行われた点では先の思明土官の場合と同様である方政治目的に沿って行われた点では先の思明土官の場合と同様である方政治目的に沿って行われた点では先の思明土官の場合と同様である方政治目的に沿って行われた点では先のである。

(漢族の観念では西の方位の色)である。

輯組 具立てに用いる点から、土官の正統性が中国王朝の権威を背景に成り 殺して神農を祭り、次に水を満たした盆の中に中国王朝から下賜され すなわち前者は、五月に州城郊外の一村にて、まず土官が豚・牛を屠 立てた下雷州土官許文英・岑玉音夫妻を記念して行われる祭りで、そ とが推測される。後者の霜降節は、明代に徴発され倭冦鎮圧に戦功を 立っており、その正統性の再確認という点に儀礼の政治目的があると 農耕を行う点で、中国の「藉田」儀礼を彷彿させる。また、印璽を道 ではないが、首長が犠牲を捧げて神農を祭り、領民に先んじて儀礼的 えを行ってから村民の田植えが開始されたという[広西壮族自治区編 た印爾を数回浸しその水を田中に注ぐ。他村でも土官層が儀礼的田植 容した事例としては他に下雷土州の田植儀礼や霜降節が挙げられる。 の廟に参詣したり対歌が三日三晩行われたという[広西壮族自治区編 このように土官が漢族的行事を部分的に、あるいは変更を加えて受 〔編〕一九八七:一六六頁〕。中国の霜降節の「軍牙・六纛神 [編] 一九八七:一八五頁] 。時期が立春でなく、またクワ入れ

国式の青色(東の方位の色)ではなく、壮族が高貴の色となす白色ついて言うと、先の(B)の事例においても、立てられる旗の色が中ともに、対歌の開催に壮族的要素が認められる。壮族的要素の存在にるが、祭られる対象が実在の土官である点に行事の変形が見られるとを祭る行事に比べると、戦争に関係のある神を祭る点では共通性があ

出族的要素が見られる行事としては他に正月末の行事をも行っていた 基参、対歌などが挙げられる。 [広西壮族自治区編輯組 [編] 一九八 七:四一頁] によると、安平土州の下利屯では正月二九日に「様愛」 (艾草の一種)を採集し土官衙門に進貢したが、それは糍粑を作る材料であり、正月末に野草入りの糍粑を作り正月の終了を祝うのは壮族のごでは三月三日の墓参がより古い方式である)。さらに四月には、先述のように、土官が村落での対歌に赴いた(太平土州でも二月と七月に土官が対歌に参加している)。土官が立春・端午・中秋・冬至など中国的な行事を行いながら、他方で壮族の伝統的な行事をも行っていた (3)。 ことが確認されよう。

たこと、それゆえに各土官の実情に応じた方式で受容がなされたであたこと、そしてそれは土官の領内統治という政治目的に応じてなされたこと、土官の中でも墓参の期日(清明節に行う処もある)などに地域差が見られたこと、土官は漢族的行事を受容した(思明土府の場も、明末期に積極的に受容した)が、それに際して、そのままの受容と部分的な受容(ないし変更が加えられる)との両方の場合が見られたこと、土官は漢族的行事を受容したが、他方で糯米食品や正月以上から、土官は漢族的行事を受容したが、他方で糯米食品や正月以上から、土官は漢族的行事を受容したが、他方で糯米食品や正月

### 七、整理

はなかった。 目的から生じたものであり、受容方式は各土官の実情に応じて一様で 加えられる)の両方の場合が見られたが、それは領内統治という政治 おいて漢文化の全面的受容のみならず、部分的な受容(ないし変更が 権威と権力を主張する標識として用いたのである。年中行事の受容に 形で制約を加えることによって自らを領民と区別し、漢文化を自らの するという状況下で領内統治を貫徹するために、領民に対して様々な 明代中期以降、相続争いや土官同士の紛争が頻発し、その地位が動揺 される。土官の地位は中国王朝の権威を背景として成り立っており、 行事においても(恐らくとくに明代以降に)漢文化の導入が行われた。 代以降土官が中国の飲食物を用いるようになった。さらに婚姻や年中 宮殿建築は領内に土官衙門のみとなった。食文化の面でも、とくに清 には簡素であったが、明中期以降中国的様式になって行き、また民家 代)の外、衣服の色や素材・様式(清代)などに及んだ。住居も明初 化を専有した。土官による専有は、服飾では帽子・婦人の肩掛け(明 化を受容し、そして領民に対してはそれを制限することによって漢文 (都市部)に対してはこれに制限を加えた。かくて壮大な四合院式の このような土官による漢文化の受容の目的として政治的意図が指摘 小稿で検討したところを整理すると、まず、土官層はいち早く漢文

代中期以前の時期の婦人の服装、行事食品としての糯米食品、ナレズ(部分的であるが)維持した。すなわち衣服の色(白色を貴ぶ)、清このように土官は漢文化を受容したが、しかし壮族の伝統文化をも

はたいできょうです。 これでは、10kg 1 にない、10kg 1 によいでは、歌墟への参加、正月末の行事、三月三日の墓参などである。シ・ナマス・ビンロウジなど両広地域に共通の食品ないし嗜好品、同

あった土官のもう一つの側面である。
土官は領民に様々な文化上の統制を加えたが、しかしそれは概ね漢族的要素の受容の制限という点に絞られ、領民の有する壮族の文化伝統の要素の受容の制限という点に絞られ、領民の有する壮族の文化伝統の要素の受容の制限という点に絞られ、領民の有する壮族の文化伝統の要素の受容の制限という点に絞られ、領民の有する壮族の文化伝統の要素の受容の制限という点に絞られ、領民の有する壮族の文化伝統の要素の受容の制限という点に絞られ、領民の有する壮族の文化伝統の要素の受容の制限という点に絞られ、領民の有する社族の文化伝統の要素の受容の制限という点に絞られ、

握に必須の課題であり、後日稿を改めて論ずる積もりである。とで検討が行われるべきであろう。これらは土官の統治システムの把工で検討が行われるべきであろう。これらは土官領内の様々な社会階層の存在に言及したが、それらの相互関係についての具体的検討が改めの存在に言及したが、それらの相互関係についての具体的検討が改めの存在に言及したが、それらの相互関係についての具体的検討が改めの存在に言及したが、それらの相互関係についての具体的検討が改めの存在に言及したが、それらの相互関係についての異同を把握したとで検討が行われるべきであろう。これらは土官の統治システムの把上で検討が行われるべきであろう。これらは土官の統治システムの把上で検討が行われるべきであろ。

#### 注

など二〇以上の自称を持つ下位集団が存在する。前近代の史料では民族名称は「壮」だが、「布壮」・「布越伊」・「布土」・「布儂」壮侗語族壮像語支」に属するとされ、南北両方言がある。統一的な九割もが広西壮族自治区に居住する。言語は、中国では「漢蔵語系(1) 一九九〇年のセンサスによると人口は約一五四九万人で、その

いし相対的先住民を指す「土人」と表記される)。「獞」・「撞」などと表記される(左・右江流域などでは土著民な

二「建置」に「草創猶今之村庄・堡砦耳」)さえあった。くなく、中にはもとは一村落に過ぎなかったもの(道光『白山司志』山岳に囲まれた盆地(洞)の範囲がその領地に一致する場合が少な広西西部の土官は一般に規模が小さく、(例外もあるが)四方を

『養利州志』「習尙」に「男子冠帽、貧者尺布裹頭。」とあり、直、(3) 土官地域の壮族の服飾に関する他史料を見ると、まず雍正『広西通志』九三・諸蛮・蛮疆分隷・「下雷土州」に、「男無頂帽、綿大戴笠。」とあり、『同書』九三「旧城土司」に、「男子裹頭、婦人戴笠。」とあり、『同書』九三「旧城土司」に、「男子裹頭、婦人戴笠。」とある。一般の男性は帽子をかぶらずターバンを巻いて、一切に、「男子裹頭、婦人戴笠。」とある。一般の男性は帽子をかぶらずターバンを巻いて、大の帰属系統などの相違があるが、広西では文官の土知府・土知州・上の帰属系統などの相違があるが、広西では文官の土知府・土知州・上の帰属系統などの相違があるが、広西では文官の土知府・土知州・上の帰属系統などの相違があるが、広西では文官の土知府・土知州・

「衣」に、同治年間以前には婦女が畲地に棉花を植え、自ら糸を紡指摘されている。さらに、民国『凌雲県志』三・社会・社会問題や平織り式の織機が備えられ、自ら糸を紡ぎ布を織っていたことがの点、本文で引用した『徐霞客遊記』の記事にも、各家に糸繰り機の点、本文で引用した『徐霞客遊記』の記事にも、各家に糸繰り機の点、本文で引用した『徐霞客遊記』の記事にも、各家に糸繰り機の点、本文によりには、

轄地では富裕な民は帽子をかぶっていた)。

れており、その両方の場合が見られたように思われる)。
は「草履」を履いていたことが指摘されている(ただし『同書』三は「草履」を履いていたことが指摘されている(ただし『同書』三いでいた(ただし光緒以降は洋紗が出回った)ことが指摘されていいでいた(ただし光緒以降は洋紗が出回った)ことが指摘されていいでいた(ただし光緒以降は洋紗が出回った)ことが指摘されていいでいた(ただし光緒以降は洋紗が出回った)

ては史料的に未詳である。 ては史料的に未詳である。 では史料的に未詳である。 では史料的に未詳である。 では史料的に未詳である。

もに土官に次ぐ社会階層として待遇されていたことが窺われる。(4) この記事からは、さらに「客民」(漢人移民)が「頭目」とと

5

一覩者。官族服飾、悉如漢制、男冠女冕、頗称華美、然紈綺之服、一覩者。官族服飾、悉如漢制、男冠女冕、頗称華美、然紈綺之服、百飾用琴様、銀簪長尺許、横貫於髻、出入林木頻側其頭、恐罣碍首飾用琴様、銀簪長尺許、横貫於髻、出入林木頻側其頭、恐罣碍質捷銀圈、耳懸灯篭墜、手無戒指、惟拇指束一銀箍、名曰桶箍。是是很、裙其寬而褶極細。其着長衫者、則無裙。未嫁女髮上。短衫長裙、裙其寬而褶極細。其着長衫者、則無裙。未嫁女

乃汝爲言。

- (6) 『文献通考』三三〇・四裔「西原蛮」所引《桂海虞衡志》に、(6) 『文献通考』三三〇・四裔「西原蛮」所引《桂海虞衡志》に、
- かぶることが許されており、移住漢人は優遇されていた。 安平州では(社会的地位の高い)商人は絹の長袍を着て「小帽」を(7) [広西壮族自治区[編]一九八七:二三―二四頁]によると、
- (1) 屈大均『広東新語』七・人語「峯人」であったという。「屋室」に干闌式住居に関する記事がある。『嶺外代答』によると、家屋は竹を編んで作られ、その四壁に泥土を塗らないため、夜間には家内の光が外に漏れ、「一家点火十家光」であったという。
- 架木為之、上以棲人、下以棲羣畜、名欄房、亦曰高欄、曰麻欄子、自荔浦至平南、獞与民雑居不可辨。大抵屋居者民、欄居者獞。欄

# 狼人則不然。

- [谷口 一九九一:二二頁]。(11) それも明初に創建された当時は草葺きの簡素なものであった
- は改修後のものである)。署が灰燼に帰し、清代に大規模な修築が行われている(現存のそれ前後四回移されており、しかも明末万暦年間には相続争いのため城(12) [覃 一九九〇:五〇―五六頁]によると、忻城土県の県治は(2))
- (3) 万承土州では、家屋の梁・棟に花紋の彫刻を施したりするのもは、一方承土州では、家屋の梁・棟に花紋の彫刻を施したりするのもが、方承土州では、家屋の梁・棟に花紋の彫刻を施したりするのもにある者は一般民よりも軒高のある住居が許された。
- 所居在山谷中少魚、俗亦尚縒。十黄罌与之。能善為艖、使甘酸而香可飫口、是為好婦。粤東羅定、土養且笑。其膾也皆以男子、艖則以婦人。凡女始嫁、其家必以数王發且笑。其膾也皆以男子、艖則以婦人。凡女始嫁、其家必以数

15

け込み、甕の口の周囲に水を張り密封する。水が減るとつぎ足す。(16) 『嶺外代答』六「老鮓」によると、塩・麹などを混ぜて甕に漬

けたナレズシが好まれたという。ず酒と「鮓」が用いられるが、とりわけ「老鮓」すなわち長期間漬数年後、腐ったように表面が白くなる。親族友人間での贈答には必

志』二・気運「風俗」に関係記事が見られる。 なお、膾については、光緒『新寧州志』二「風俗」、光緒『横州と糯米の粉を壜に漬け込む「酸肉」が作られたという。 魚の鮓の外、 [田 一九三五:八三] によると、同正県では豚肉

#### 17

光大時起、即嚼檳榔。客至不事茗荈、以檳榔為敬。飲食嗜酸辣。
 出大時起、即嚼檳榔。客至不事茗荈、以檳榔為敬。飲食嗜酸辣。
 土人時起、即嚼檳榔。客至不事茗荈、以檳榔為敬。飲食嗜酸辣。
 土人時起、即嚼檳榔。客至不事茗荈、以檳榔為敬。飲食嗜酸辣。
 土人時起、即嚼檳榔。客至不事茗荈、以檳榔為敬。飲食嗜酸辣。

として(塩の代用品として)用いられたという。志』九三「下雷土州」に「酸糟作味、不慣食塩。」とあり、調味料

- (9) 『嶺外代答』六「食檳榔」によると、福建から四川・広東・広(り) 『嶺外代答』六「食檳榔」によると、極南(広東・広西)ではそれは「男婦大小を論ぜず」食べられ、のである。清の納蘭常安『宦遊筆記』三三・広東「檳榔」によると、のである。清の納蘭常安『宦遊筆記』三三・広東「檳榔」によると、福建から四川・広東・広
- 氏の教示による)。 建・広東など中国南部で端午節の行事食品として好まれる(周達生(20) 草木灰を水に混ぜて煮て、冷まして飴色になったチマキで、福
- (21) 乾隆『鎮安府志』一・輿地上・風俗「婚嫁」に、「土民」の婚姻過程に関する次の内容の記事がある。すなわち、①庚帖を得る。②「雞(鶏)ト」(鶏骨を用いての吉凶占い)、もしくは醸した酒の味が甘いか苦いかで(縁組みの)成否を決定する。③檳榔・烏飯で、無灰色のオコワ)・鶏・酒・豚・牛を以て聘礼とする。④檳榔・烏飯で、黒灰色のオコワ)・鶏・酒・豚・牛を以て聘礼とする。④檳榔・烏飯で、土族的要素が濃厚に見られる。結婚式の日の新郎の行動(④)についても検討が必要であるが、少なくとも白山土官の事例とともに壮族による漢族的婚姻儀礼の受容のあり方を物語る史料と言える。 (22) ただし、正妻ではなく側室としてなら階層を越えて領民、時に(21) 乾隆『鎮安府志』一・輿地上・風俗「婚嫁」に、「土民」の婚姻過程に関する次の内容の記事がある。すなわち、①庚帖を得る。 (22) を隆『鎮安府志』一・輿地上・風俗「婚嫁」に、「土民」の婚姻過程に関する次の内容の記事がある。すなわち、①庚帖を得る。

可能な場合も見られた。自治区編輯組〔編〕一九八七:一二〇頁〕によると土目との通婚が都市に居住する商人)は別格で、たとえば万承土州では[広西壮族は奴隷身分の者からも娶ることができた。また、移住漢人(多くは

- (33) 当時の壮族土官のもとでは、土官が幼少の場合(時には成人後、当時の壮族土官のもでは、土官が幼少の時、その母なに出席し、また自ら兵を率いて他領に進軍することさえあった(成に出席し、また自ら兵を率いて他領に進軍することさえあった(成に出席し、また自ら兵を率いて他領に進軍することさえあった(成の出席し、また自ら兵を率いて他領に進軍することさえあった(成の出席し、また自ら兵を率いて他領に進軍することさえば、黄之後をとった)という。幼少の土官に替わって自ら軍隊を率い倭冦を務をとった)という。幼少の土官に替わって自ら軍隊を率い倭冦を務をとった)という。幼少の土官に替わって自ら軍隊を率いては、土官が幼少の場合(時には成人後、3)、当時の壮族土官のもとでは、土官が幼少の場合(時には成人後、3)、当時の壮族土官のもとでは、土官が幼少の場合(時には成人後、3)、
- このような両面性を有する村落統率者が存在したのである。 によると、安平土州では各村に村老が存在したが、それは威望と能力のある老人がなり、村の祭祀活動を主催し、重要な事務を処理し、習慣法に基き村内の紛争を調停し、時には村民を率いて外圧にも対習慣法に基き村内の紛争を調停し、時には村民を率いて外圧にも対別はよると、安平土州では各村に村老が存在したが、それは威望と能をも担当したという。多くの土州の場合、行政機構の末端の村落にこのような両面性を有する村落統率者が存在したのである。

26

なお、

覃

一九九〇:一五六—一五七頁]によると、土官は

- される。なお、先の忻城県の事例では領民の娯楽活動について期限 指摘するように、明らかに中国王朝の模倣である。しかし、村老ら 等に酒肉を与えるという儀礼を行った(二二頁)〔この日に下利屯 開印の日に土官が、礼物を携えて来た各村の頭人の参拝を受け、彼 然る後に街や付近の村で行った)。この点、[広西壮族自治区編輯 可した(ただし正月二〇日を過ぎると賭博などは許されなかった。 毎年十二月二〇日に(衙門に)「封官印」をし、翌年正月二〇日に ものと思われる。 を設定して統制しているが、娯楽自体を否定するものではなかった の参拝を受ける行為に土官の政治目的が表現されていることが指摘 休止(拝年の礼は除く)は [覃 一九九〇:一五六—一五七頁] が の各戸は柴一担を送らねばならなかった(四一頁)〕。正月の政務 十九日まで封印を行い(七九頁)、また安平土州では正月十九日の 組〔編〕一九八七〕でも、太平土州では毎年十二月三〇日から正月 また、舞龍行事の際には先に土官の衙門・祀堂、官族の家に赴き、 由に賭博、山歌、猜拳、獅子舞・舞龍などの娯楽活動を行うのを許 「開印」するまでの間は政務を行うことが少なく、領民がこの間自
- (28) 民国『河池県志』二・輿地上・風俗「南丹土州」立春。礼儀本府向未行。嘉靖二年、督備指揮方公震、始教塑土牛が豊瘡之疾。仍扮寿仙之舞、設演春戯、同僚属為宜春之飲。翌日、消豊瘡之疾。仍扮寿仙之舞、設演春戯、同僚属為宜春之飲。翌日、海中。(27) 康熈『思明府志』一・分野「時令」(嘉靖)《旧志》
- 列隊出於東郊。各頭目、以次称賀、随放三排頭火鎗、旋即回署、總總頭目。先前一日、斉集州廂。次日、各執其事官、盛陳儀衛、土官、於二月間、択吉日出行、伝諭各哨目、各団首、暨土制所設

白旗一面、以白鶏・白犬祭之。土官即設宴款各頭目。其前夕、使人於土署後山上、発号放炮、立

- (29) 康熈『思明府志』「時令」(嘉靖)《旧志》
- 名為伴灯。各舗門毎出一灯。自十二起至二十止送。灯籠。先二日、集衆喧鼓楽、迎灯於門、掛堂点之。邀僚属同飲、元宵。(中略)灯火・爆竹稍少。近間、土官知府黄朝、命匠作好
- (30) 王士性『広志繹』五・西南諸省「広西」

上京にこれたなり。「「大学」とは、

此両江土官之大較也。

- 其他微小。朝貢不絶。非籍中国威令、無以自存。兵悍勁敢死、諸司憚之。(中略。)次則東蘭・那地。皆有精兵、諸土司、惟田州・泗城最強、南丹次之。(中略。)南丹差小、而(31) 『粤西叢載』二四・広西土官所引(謝肇淛)《百粤風土記》
- 節に中国的な軍旗神祭りが行われる地域も見られたのである。を祭ったことが記されている。供儀の有無に相違があろうが、霜降官が土勇・土民を率いて雲山寺に赴き牛を屠殺して「軍牙六纛之神」(32) なお、道光『白山司志』八・祀廟「雲山寺」に、毎年霜降に司
- 帳(テント)掛けなどの準備作業を行わなければならなかった。道の整備、墓地の除草・掃除、土官が休息し風雨を避けるための蓬太平土州では三月三日に土官の祖墓の付近の村民は、墓地までの沿太平土州では三月三日に土官の祖墓の付近の村民は、墓地までの沿、「広西壮族自治区編輯組〔編〕一九八七:八八頁〕によると、
- 六月初五初九二日、各村寨宰牛、作小年。戸染紅糯米祀神。土司(34) なお、道光『広南府志稿』上「風俗」に、

とあるように、村落での行事が土官のもとでも同じ方式で行われる

て維持されてきた行事であるように思われる。領土を有する首長国を形成し漢族的要素を受容しながらも、一貫しもとは村落に過ぎなかった(注2)ことからすると、それは土官が場合も見られた。白山土官の場合に顕著なように、土州とは言え、

参考文献(漢籍以外)

**広西壮族自治区編輯組〔編〕** 

一九八七『広西壮族社会歴史調査(四)』南寧:広西民族出版社

覃 桂清

谷口房男

一九九〇『広西忻城土司史話』南寧:広西民族出版社習、林澤

究年報』二六号:一三―三二頁を通して――」東洋大学『アジア・アフリカ文化研究所研一九九一「広西における土司制度の一齣――とくに忻城県土司衙門

田曙嵐

一九三五『広西旅行記』広州:中華書局

塚田誠之

中心に――」『国立民族学博物館研究報告』一七巻二号:一九九二「チュワン族の年中行事に関する史的考察――成立過程を

一六九—二五一頁

付記

定であることを付け加えておきたい。と科拳」『中国――社会と文化』(中国社会文化学会編)が近刊の予の関わりについて、菊地秀明「明清期、広西チワン族土官の『漢化』本稿で今後の課題として指摘した諸問題のうち、壮族土官の科拳と